

津島市スポーツ協会の押印の省略に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、事務の簡素化を図るため、津島市スポーツ協会長へ提出される申請書、申込書、届出書その他の書類に係る押印の省略について、必要な事項を定めるものとする。

(押印を不要とする書類)

第2条 押印を不要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書及び事業計画書
- (2) 表彰規程に基づく推薦書
- (3) 総会等において委任状及び書面議決書を自署したもの
- (4) 事業助成金申請書
- (5) 事業助成金の対象経費として、個人に謝礼等が支払われた場合に受取を自署した領収書
- (6) 負担金及び会員名簿に関する書類
- (7) 全国大会等出場者奨励金支給に伴う申請書
- (8) 当協会が主催する大会で、役員謝礼等が支払われた場合に受取を自署した領収書
- (9) 慶弔規程に基づき支給される記念品料等の受取を自署した領収書
- (10) 全国大会等出場者奨励金支給に伴い受取りを自署した領収書
- (11) その他、常任理事会において押印の省略が不要と認められた書類

(適用除外)

第3条 津島市スポーツ協会規約及び規程などで定める次の書類については、この要領の適用除外とする。

- (1) 加盟及び脱会に伴う届出書類
- (2) 登録口座の申請書類

- (3) 監査報告書
- (4) 職員の雇用手続きなどに関する書類
- (5) 行政機関及び関係団体等から提出を求められる書類で、押印の必要がある書類

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。